

告示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月一日

埼玉県監査委員 山本光紀
埼玉県監査委員 佐野勝正
埼玉県監査委員 岩崎宏
埼玉県監査委員 石井平夫

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小暮 英夫	埼玉県さいたま市中央区上峰二丁目十三番四号	平成二十九年九月一日～平成三十年三月三十一日
古川 正紀	埼玉県さいたま市南区根岸一丁目一番十号	平成二十九年九月一日～平成三十年三月三十一日